

〈共同研究報告〉

家族分類スキームと宗門改帳

高木 正朗

序論

Smith (1972, 1978) や Cornell and Hayami (1986) などの紹介によって今日ではよく知られているように、例えば五〇年分あるいは一〇〇年分の帳簿がまとまって保存されているならば、宗門改帳（以下、単にSACと標記する）は前工業化期日本の世帯と家族の周期（ライフサイクル）そして個人の経歴（ライフコース）を追跡するための最良の原史料となる。もちろんSACには、一歳未満の乳児の死亡登録はなされなかったので、乳児死亡率や出生率を精確に計算できないという弱点はある。し

かし筆者が明らかにしたように、現在も仏教寺院で作成されている過去帳（死亡登録簿）とSACとの併用が可能なら、また今のところ極めて少数の帳面が東北地方の農村で発見されているにすぎないが、江戸時代の末期に作成された懐妊改帳（出産登録簿）をも参照する幸運に恵まれるならば、かなり精度の高いSACデータを再構成することが可能となる（Takagi, 1991）。この研究については、しかし、筆者はまだ死亡登録簿の所在確認をしていないので、この論文はSACだけを素材にして作成されている。

筆者は第一節で、世帯と家族、そのライ

フサイクルの開始と終了とを区別して検出しようとする場合、SACを使用すれば、それは容易にできるということを図で示しながら明らかにする。第二節では、世帯構造とその変化を漏れなく記述するために開発されたいくつかの世帯分類スキーム（household classification scheme）をとりあげ、SACに適用した場合の有効性と欠陥とを比較検討し、二、三の改善点を指摘する。第三節では、都市居住世帯のなかでその大部分を占めた短期間在住世帯・家族のライフサイクルを、簡単なデータベースを構築して復元しようとする。本論にはいるまえに、この論文で使用するSAC

と補助史料について説明を加えておきたい。

第一節では、奈良市内の町内（鶴福院町）および農村（興隆寺村）に残されているSACを使用している⁽¹⁾。いずれのSACも情報量が豊かである。しかし残念なことに、興隆寺村のSACには各世帯を階層区分する際に指標として一般に使用される石高⁽²⁾が記載されていない。そこでわれわれは、次の三つの指標、すなわちSACカヴァー期間における各世帯の（一）分家の数、（二）世帯人数、（三）夫婦組数を勘案して、興隆寺村の農民社会を代表する三つの世帯（分家を含めれば六世帯）を作意的に選んだ。そうして、第一節の研究目的に合致するように、世帯の変化を一年毎に追跡できる図にまとめた。

一方非常に幸運なことに、鶴福院町にはSAC以外に、一時点の調査ではあるが、天保六年（二八三五）現在の町内地所の所有者登録簿（検地帳）および天保一三年（二八四二）現在の世帯職業調査簿が保存されている。そこでこれらの補助史料とS

ACとをリンクすることによって、筆者は都市居住世帯・住民を社会階層別に分類することが可能となった。もちろん、これらの帳簿は一時点の記録であるということ、大多数の都市住民は頻繁に移動したし職業も変えたということ、また小規模な生産手段しか持たなかった商人・職人階級では、世帯員の誰（と誰と）がそうした職業の主な従事者で（あり補助者で）あったのかはつきりしないということ、などを考慮しなければならぬが、いずれにせよ、われわれは次の三つの指標、すなわち各世帯の

（一）町内における家屋敷所有数・所有面積、（二）世帯としての職業、（三）町内在住年数を考慮にいれて、二つの上層職人・商人世帯と一つの芸能人世帯、また中層以下を形作っている三つの職人世帯のあわせて六世帯を抽出し、やはりこの節の研究目的に合致するように、一年毎の世帯変化を追跡できる図にまとめた。

第二節では、前節で作成された一二枚の世帯追跡図を資料として使用している。各

追跡図に記された家族世帯について、すべての年の類型を明確にし類型の移行経路をとらえるために、一年毎に類型記号を付けた。そうすることによって、筆者は各分類スキームの有効性と欠陥とが明らかとなるよう工夫をした。

第三節では、鶴福院町とともに東向北町のSACをも使用している⁽³⁾。一八〇一―一九世紀の都市・奈良は約二〇〇の町内で構成されており、安政四年（二八五七）の総人口は約二〇、〇〇〇人であった（奈良市、一九八八）。しかし、五〇年以上をカヴァーするSACは、今のところこの二町分しか発見されていない。筆者はこのSACに一一六回登録された世帯、すなわち一年未満―六年未満在住したすべての世帯を抽出し、横断的データと縦断的データとを同時に含むデータベース（以下、単にDb―Mと標記する）を構築した。短期間だけ町内に在住し他の町内に移動していくこれらの世帯・個人は、われわれはその一部を図1―4（一八〇五年以降三年間同居した実姉と姪「そ

のとなお母娘」、一八〇九年以降七年間同居した義伯母「妙禪」、一八四一年以降四年間同居した養兄Ⅱ兄の家族「五市夫婦と子どもたち」、あるいは図1—5（一八一一年以降三年間同居した実姉と妹「むめと屋え」）などの例に見ることができるよう、大部分が都市の中層以下の階層を形成していたと考えられる。

一 農村と都市の家族・世帯

—ライフサイクルの開始と終了—

われわれはSACに一まとめにして登録されている世帯員のなかで、最初に記載されている人物を戸主（世帯主）と見なして間違いないのだろうか。これを確認するために、かつて筆者は、五三戸で構成された東北地方のある農村の、文政六年（一八二三）のSACに記載された各世帯の筆頭者および石（銭）高と、この村の土地台帳（名寄帳）に記載された所有名義人および石（銭）高とのリンクを試みたことがある（高木、一九八五）。その結果、二つの帳面

で筆頭者と所有名義人は一〇〇%、石（銭）高は九六%が一致した。こうした事実、さらには先述の鶴福院町の検地帳・職業調査簿に記載の名前とSACの筆頭者が一致する事実などを根拠に、この論文ではSACに一番目に登録されている個人は戸主であるとして議論を進める。なおSACの場合、戸主が変わるたびに、世帯員の地位はそれに連動してドラスティックに変化する。

戸主によって統括されていく永続的集団をここでは家 (a) とする。例えば戸主とその成員が赤の他人（非血縁者）に完全にとって代われようと、この新たな成員によって集団が再生産され彼らがSACに登録され続けている限り、家は存続しているものと筆者は考える。また相続から譲渡までの期間、特定の戸主が経営管理する集団を世帯 (household) と考える。従って世帯には開始と終了とがあるので、戸主の名前をとって、例えば「庄蔵の世帯」(図1—11・一八二七〜六五年を見よ。庄蔵は三

九年間戸主の地位に就いていた) と名付けることができる。また世帯の中核を形づくる集団が家族 (family) であると考え、いかに複雑な形態をとろうとも、家族集団の基礎的単位は核家族 (nuclear family, あるいは conjugal family unit : 以下、単にCFUと標記する) であり、この核家族にも寿命—すなわち開始と終了と—があると考え。

こうした考えに従うなら、日本の伝統的世帯は特定の家族成員による戸主権の相続ないし新世帯の創設 (分家) によって始まり、その戸主権の譲渡ないし世帯の解体 (潰れ、まれに逃亡など) によって終了することになる。そこで、こうした相続と譲渡のサイクルを世帯周期 (household life-cycle) と考える。また一般に核家族は結婚によって始まり、子ども (たち) がいる場合は彼らの離家以後に配偶者が死亡することで、子ども (たち) がいない場合は配偶者が死亡するか離婚するかそのいずれかによって終わる。そこで家族の創設と解体のサイクル

ルを家族周期 (family life-cycle) とし、世帯周期とは概念的に区別して考える。かくして、家族と世帯、この両者の開始および終了についての、最も単純かつ一般的な組み合わせは、結婚と同時に相続が、配偶者の離別・死亡と同時に戸主権の譲渡が行われるという形態である。日本の直系家族世帯の場合、結婚と同時に戸主権を相続する規則あるいは新世帯を創設する規則（いわゆる neo-localism）などは制度化しておらず、他方で家族にというよりむしろ世帯（そして個別世帯の連鎖として、永続していくことが期待された家・*bono*）のほうに強力な役割と価値とを与えてきた。従って、一般的に結婚のタイミングは世帯継承のタイミングに従属させられる場合が多かったと考えられる。

こうして世帯創設と家族創設の基本的パターン（組み合わせ）をSACに記された出来事 (events) の生起順序[↓]に従って類型化すれば、相続（分家）↓結婚、結婚↓相続（分家）そして結婚⇄相続（分家）の三

つが想定され、終了の基本的パターンとしては戸主の死亡⇄譲渡、戸主の隠居⇄譲渡、離婚⇄譲渡の三つが想定される。なお、戸主の死亡⇄妻の中継（なかつぎ）相続↓子供・養子などへの譲渡というパターンも想定されるが、ここでは中継相続も通常の相続の一つとみなした。結論をいえば、世帯と家族の開始と終了との間には、論理的に九個（分家を別だてにすれば、一八個）の基本的組み合わせが存在することとなる。

この組み合わせの中から、戸主は当該世帯に固有の事情と地方の制度的慣習とに適合的なパターンを、適宜選択することになるだろう。しかし、以下において具体例を交え検討するが、その選択幅はとりわけ農村世帯では限られたものであったようにみえる。

一 農村の家族と世帯

世帯の再生産に必要な一定面積の農地を所有する農民や、経営基盤が整った商人・職人世帯の場合、戸主権を次の世代に譲渡

するタイミングは、（死に譲りでない限り）地方の慣習の下に、世帯の人的・経済的資源（労働力、資本と生産手段）の状態を考慮に入れつつ、周到に決定されてきたに違いない。これに対して農地あるいは家屋敷を所有しなかった貧（借地・借屋）農、主として労働力によって生計を立てていた中層以下の都市住民にとって、世帯相続の意味は相対的に乏しいものであったろう。第三節で明らかにされるように、家屋敷を所有しなかった世帯の生活水準やライフサイクルを支配したものは、個人をめぐる人口学的要因、たとえば結婚とか離婚あるいは出生や死亡であったようにみえる。

図1-1は興隆寺村のある上層農民世帯（世帯番号・No.3）の五〇年間の変化を追跡している。世帯のライフサイクルと家族のライフサイクルとを明確に区分するために、戸主が変わった時点で一行分のマージンをとり、二つのマージンで区切られた期間を世帯の一サイクルとした。また、結婚によって形成され離婚または（子どもの単

図1-1 奈良興隆寺村、世帯No.3、3-1、3-2

本家 (No.3)

年次**	Head		Wife		Sons		Daughters		分類スキー M	分類スキー K&S
	世帯主	妻	男子	女子	男子	女子	男子	女子		
1821 巳	39	40	Wife	11	25	22	2	0	5b	F
1822 午	40	uk41	つね	12	27	23	3	1	5b	F
1823 未	41	m48	13	13	28	24	4	2	5b	F
1824 申	42	49	14	14	29	25	5	3	5b	F
1825 酉	43	50	15	15	30	26	6	4	5b	F
1826 戌	d64	51	16	16	31	27	7	5	5b	F

年次**	Head		Wife		Sons		Daughters		Mo.in Bro.in law	分類スキー M	分類スキー K&S	
	庄蔵	たき	松	乙吉	屋す	そで	しめ	ゆき				春へ
1827 亥	32	28	1	1	8	6	3		bh52 bh17	4d	G	
1828 子	33	29	2	2	9	7	4			3b	C-d	
1829 丑	34	30	3	3	10	8	5			3b	C-d	
1830 寅	35	31	4	4	11	9	6			3b	C-d	
1831 卯	36	32	5	5	12	10	7			3b	C-d	
1832 辰	37	33	6	6	13	11	8			3b	C-d	
1833 巳	38	34	7	7	14	12	9			3b	C-d	
1834 午	39	35	8	8	15	13	10			3b	C-d	
1835 未	40	36	9	9	16	14	11			3b	C-d	
1836 申	41	37	10	10	17	15	12			3b	C-d	
1837 酉	42	38	11	11	18	16	13	0		3b	C-d	
*1837 酉	43	39	12	12	19	17	14	1		3b	C-d	
1838 戌	44	40	13	13	20	18	15	2	0	3b	C-d	
1840 子	45	41	14	14	21	19	16	3	1	3b	C-d	
1841 丑	46	42	15	15	22	20	17	4	2	3b	C-d	
1842 寅	47	43	nc16	16	21	18	5	3		3b	C-d	
1843 卯	48	44	17	17	22	19	6	4		3b	C-d	
1844 辰	49	45	18	18	23	20	7	5		3b	C-d	
1845 巳	50	46	19	19	24	21	8	6		3b	C-d	
1846 午	51	47	20	20	25	22	9	7		3b	C-d	
1847 未	52	48	21	21	26	23	10	8		3b	C-d	
1848 申	53	49	22	22	16	27	24	11	9	3b	C-d	
1849 酉	54	50	23	23	17	28	25	12	10	3b	C-d	
1850 戌	55	51	24	24	18	29	26	13	11	Daughters Son	3b	C-d
*1851 亥	56	52	25	25	19	30	uk27	14	12	ゆき 春へ 重助	5b	D
1852 子	57	53	26	26	20	31	15	13	20		5b	D
1853 丑	58	54	27	27	21	32	16	14	21		5b	D
1854 寅	59	55	28	28	22	33	17	15	22		5b	F
1855 卯	60	56	29	29	23	34	18	16	23		5b	F
1856 辰	61	57	30	30	24	35	19	17	24		5b	F
1857 巳	62	58	31	31	25	36	20	18	25		5b	F
1858 午	63	59	32	32	26	37	19	19	26		5b	F
1859 未	64	60	33	33	27	38	20	20	27		5b	F
1860 申	65	61	34	34	28	39	21	21	28		5b	F
1861 酉	66	62	35	35	29	40	22	22	29		5b	F
1862 戌	67	63	36	36	30	41	23	23	30		5b	F
*1863 亥	68	64	37	37	31	42	24	24	31		5b	F
*1864 子	69	65	38	38	32	43	25	25	32		5b	F
1865 丑	70	66	39	39	33	44	26	26	33		5b	F

年次**	Head		Wife		Sons		Daughters		Parents		分類スキー M	分類スキー K&S
	庄三郎	奈良菊	松	乙松	みつ	とく	庄蔵	たき				
1866 寅	40	34	9	9	12	4			71 67	5a	G	
1867 卯	41	35	10	10	13	5			72 68	5a	G	
1868 辰	42	36	11	11	14	6			69	4a	G	
1869 巳	43	37	12	12	15	7			70	4a	G	
1870 午	44	38	13	13	16	8			71	4a	G	

年次	Head		Wife		Sons		Daughters		分類スキー M	分類スキー K&S
	分家	高兵衛	つね	小むめ	徳次郎	d61				
1828 亥	nc18	53							3d	C-mu
1829 子	19	54							3d	C-mu
1830 丑	20	55							3d	C-mu
1831 卯	21	56							3d	C-mu
1832 辰	22	57							3d	C-mu
1833 巳	23	58							3d	C-mu
1834 午	24	59							3d	C-mu
1835 未	25	60	60	60					3d	C-mu
1836 申	26	61	61	61					3d	C-mu
*1837 酉	27	m20							3a	C-d
1838 戌	28	21							3b	C-d
1839 亥	29	22							3a	C-d
1840 子	30	23	0						3b	C-d
1841 丑	31	24	1						3b	C-d
1842 寅	32	25	2						3b	C-d
1843 卯	33	26	3						3b	C-d
1844 辰	34	27	4						3b	C-d
1845 巳	35	28	5						3b	C-d
1846 午	36	29	6						3b	C-d
1847 未	37	30	7						3b	C-d
1848 申	38	31	8						3b	C-d
1849 酉	39	32	9						3b	C-d
1850 戌	40	33	10						3b	C-d
*1851 亥	41	34	11						3b	C-d
1852 子	42	35	12						3b	C-d
1853 丑	43	36	13						3b	C-d
1854 寅	44	37	14						3b	C-d
1855 卯	45	38	15						3b	C-d
1856 辰	46	39	16						3b	C-d
1857 巳	47	40	17						3b	C-d
1858 午	48	41	18						3b	C-d
1859 未	49	42	19						3b	C-d
1860 申	50	43	20						3b	C-d
1861 酉	51	44	21						3b	C-d
1862 戌	52	45	22						3b	C-d
*1863 亥	53	46	23						3b	C-d
*1864 子	54	47	24						3b	C-d
1865 丑	55	48	25						3b	C-d
1866 寅	56	49	26						3b	C-d
1867 卯	57	50	nc27						3b	C-d
1868 辰	58	51	28						3b	C-d

年次	Head		Wife		Daug		分類スキー M	分類スキー K&S
	重助	まつ	えい	もと				
1865 寅	33						1b	A
1866 卯	34						1b	A
1867 辰	35						1b	A
1868 巳	36						1b	A
1869 午	37	m28	0				3b	C-d
1870 未	38	29	1				3b	C-d

記号の説明

(各記号に対応する出来事は1年間、例えば1821年4月から1822年3月までの間に生じたことを示す)

- ad=adoption (養子、養女)
- bh=branch household (分家)
- d=death (死亡)
- dv=divorce (離婚)
- illeg=illegitimate (私生子)
- jo=join (同居、同家)
- m=marriage (結婚)
- mo=move (引越)
- nc=name change (改名)
- st=step.. (継父母、継子女)
- un=unknown (不明)
- *=no material (資料欠)

**SACは1年に1回3月末に作成された。そこで世帯員の年齢は3月30日現在のものである(奈良町の場合は4月1日であったらしい)。

世帯分類記号に関する注記

- H&L;
- A=adopted member(s)-(養子女)
- I=illegitimated child(ren)-(私生子)

K&S;

- 各記号は未婚の傍系親族を含むものとみなす。
- C-d=親が世帯主となっている核家族
- C-u=子が世帯主となっている核家族
- C-md=母親が世帯主となっている母子家族
- C-mu=子が世帯主となっている母子家族
- C-fd=父親が世帯主となっている父子家族
- C-fu=子が世帯主となっている父子家族
- J=兄弟姉妹のみの世帯
- K=分類不能

年齢の説明

図1-1から図1-7に記載された年齢に限り、満年齢を使用している。年齢の算出法は単純に、数え年マイナス1とし、さらに0歳まで遡させた。

立ち以後の) 配偶者の死亡によって解体する核家族の一サイクルを、他の核家族サイクルとその世帯構成員から区別するために、その期間とメンバーとを実線で囲んだ。

No.3世帯において、本家世帯は戸主権の移動を二回経験したが、継承者はいずれの場合も結婚後数年ないし十数年たって相続している。また、この世帯では、戸主の死亡にともなう譲渡、隠居にともなう譲渡によって二つの世帯サイクルが終了した。

二つの村内分家 (No.3-1、No.3-2) を見てみよう。本家からの経済的自立の程度は不明であるが、一般に分家は、農村における自立した世帯(換言すれば、村が領主から請け負った諸年貢の一部を、所有面積に応じて確実に負担することができるとして村落共同体の構成員に迎え入れられるように、本家から家屋敷、農地、家具什器そして一年分の穀物、味噌、塩などの支給をうけて独立した。本家から十分な援助が得られない場合、また才覚によって家産を増加できなかった分家

は、本家に従属してその家計共同体の一部をなした。また、本家が大量の労働力を必要としたために、分家の経済的自立を制度的に遅らせる地方もあった。村内にできた分家とその本家とは、領主から相互に自立した農民世帯とみなされたが、本家を出るの根源とし階層的構成をもった互助組織である同族団(あるいは家連合)を形成することが一般的であった。奈良(大和)地方ではこの組織を、一つの「統(長い糸すじ)」に連(つら)なる集団という意味をこめて、一統(イツトウ)と呼んでいる⁽⁵⁾

(奈良市、一九六八)。分家と本家をめぐる具体的慣習が興隆寺村ではどうであったのか、その中身は今のところわからない。ともかく、新戸主とは共に義理の関係で結ばれている母親と弟とが、(あたかも世帯を追われるかのように)分家したケース (No.3-1) と、次男として生家に長年貢(No.3-2)とがみられた⁽⁶⁾。平野部に近いといえ興隆寺村が山間に所在する農村で

あったことを考えると、いずれの分家も直系家族形態を一度もとらなかつたことは注意を引く。

中層の農民世帯を追跡しているのが図1-2である。注目されるのは、この家が直系家族形態をとつたのは、五〇年間のうちわずか二年間(一八六九〜七〇年)だけだったということであり、分家もふくめて、世帯形態は核家族を基本としていた。図1-3は下層世帯の追跡事例である。こうした階層では、一組の夫婦をすら欠く局面があつたということ、また継承者の選定行動が通常の原則から外れていること、頻繁な死亡によって血統をたどる通常の相続が、一八七〇年に不可能になつたことなどが分かる。

以上六つの農村家族世帯(家)における世帯と家族、この両サイクルが開始する際の組み合わせは、結婚↓相続(三ケース、以下同様)、分家↓結婚(三)、相続↓結婚(二)が主なものであつた(他の形態としては、相続↓不明「未婚…」、結婚↓不

図1-2 奈良興隆寺村、世帯No. 2、2-1

本 家 (No. 2)

Head	Wife	Sons	Daughter	分類スキーム
世帯主	妻	男子	女子	H&L K&S
新藏	くめ	乙松	元吉 登ら	

年次	Head	Wife	Sons	Daughter	分類スキーム
1821 巳	40	27	1	3	3b C-d
1822 午	41	28	2	4	3b C-d
1823 未	42	29	3	5	3b C-d
1824 申	43	30	4	0 6	3b C-d
1825 酉	44	31	5	1 7	3b C-d
1826 戌	45	32	6	2 8	3b C-d
1827 亥	46	33	7	3 9	3b C-d
1828 子	47	34	8	4 10	3b C-d
1829 丑	48	35	9	5 11	3b C-d
1830 寅	49	36	10	6 12	3b C-d
1831 卯	50	37	11	7 13	3b C-d
1832 辰	51	38	nc12	8 14	3b C-d
1833 巳	52	39	13	9 15	3b C-d
1834 午	53	40	14	10 16	3b C-d
1835 未	54	d41	15	11 17	3b C-d
1836 申	d55	16	12	m18	3c C-d

Head	Wife	Sons	Daughter	Brother	分類スキーム					
新右衛門	いし	橘藏	乙松	寅藏	留吉	乙松	乙菊	元吉		
*1837 酉	17	uk						13	2a/4c J/B	
1838 戌	18	m19						14	4c B	
1839 亥	19	20						15	4c B	
1840 子	20	21						16	4c B	
1841 丑	21	22						17	4c B	
1842 寅	22	23	0					18	4c C-d	
1843 卯	23	24	1					nc19	4c C-d	
1844 辰	24	25	2					20	4c C-d	
1845 巳	25	26	3					nc21	4c C-d	
1846 午	26	27	4	0				22	4c C-d	
1847 未	27	28	5	1				23	4c C-d	
1848 申	28	29	6	d2			0	bh24	4c C-d	
1849 酉	29	30	7				1		3b C-d	
1850 戌	30	31	8	0			2		3b C-d	
*1851 亥	31	32	9	uk			3		3b C-d	
1852 子	32	33	10		0		4		3b C-d	
1853 丑	33	34	11		1		5		3b C-d	
1854 寅	34	35	12		2		6		3b C-d	
1855 卯	35	36	13		3		7		3b C-d	
1856 辰	36	37	14		4		8		3b C-d	
1857 巳	37	38	15		5		9		3b C-d	
1858 午	38	39	16		6	0	10		3b C-d	
1859 未	39	40	17		7	1	11		3b C-d	
1860 申	40	41	18		8	2	12		3b C-d	
1861 酉	41	42	19		9	3	13		3b C-d	
1862 戌	42	43	20		10	4	14		3b C-d	
*1863 亥	43	44	21		11	5	15		3b C-d	
*1864 子	44	45	22		12	6	16		3b C-d	
1865 丑	45	46	23		13	7	17		3b C-d	
1866 寅	46	47	24		14	8	18		3b C-d	
1867 卯	47	48	25	Wife	15	9	19		3b C-d	
1868 辰	48	49	26	かじ 掬吉	16	10	20		3b C-d	
1869 巳	49	50	nc27	m27	17	11	m21		5b F	
1870 午	50	51	28	28	18	12	1		5b F	

分 家 (No. 2-1)

Head	Wife	Son	Daughters	分類スキーム			
年次	金次郎	よつ	元吉	ひさ	なか	かね	H&L K&S
1849	25						1b A
1850	26						1b A
1851	27						1b A
1852	28						1b A
1853	29	m25	0				3b C-d
1854	30	26	1				3b C-d
1855	31	27	2	0			3b C-d
1856	32	28	3	1			3b C-d
1857	33	29	4	2			3b C-d
1858	34	30	0	5	3		3b C-d
1859	35	31	1	6	4		3b C-d
1860	36	32	2	7	5		3b C-d
1861	37	33	3	8	6		3b C-d
1862	38	34	4	9	7	0	3b C-d
*1863	39	35	5	10	8	1	3b C-d
*1864	40	36	6	11	9	2	3b C-d
1865	41	37	7	12	10	3	3b C-d
1866	42	38	8	13	11	4	3b C-d
1867	43	39	9	14	12	5	3b C-d
1868	44	40	10	15	13	6	3b C-d
1869	45	41	11	16	14	7	3b C-d
1870	46	42	12	17	15	8	3b C-d

図1-3 奈良興隆寺村、世帯No. 7

分類スキーム
L&H K&S

年次	Head 世帯主 源六	Wife 妻 さか	Ad.Son 掛り人 庄松	Ad.Daughter 養女 きく	
1821 巳	42	51	16		3bA C-d
1822 午	43	52	17		3bA C-d
1823 未	44	53	18		3bA C-d
1824 申	45	54	19		3bA C-d
1825 酉	46	55	20		3bA C-d
1826 戌	47	56	21		3bA C-d
1827 亥	48	57	nc22	11	3bA C-d
1828 子	49	58	23	12	3bA C-d
1829 丑	50	59	24	13	3bA C-d
1830 寅	51	60	25	d14	3bA C-d
1831 卯	52	61	26		3bA C-d
1832 辰	53	62	27		3bA C-d
1833 巳	54	63	28		3bA C-d
1834 午	55	64	29		3bA C-d
1835 未	56	65	30		3bA C-d
1836 申	57	66	31		3bA C-d
*1837 酉	d58	67	32		3bA C-d

	Head 清兵衛	Ad. Son 吉松	Mother in Law さか	
1838 戌	33		68	3d C-mu
1839 亥	34		69	3d C-mu
1840 子	35	10	70	4aA G
1841 丑	36	11	71	4aA G
1842 寅	37	12	72	4aA G
1843 卯	38	nc13	73	4aA G
1844 辰	39	14	d74	4aA G
1845 巳	40	15		3cA C-fd
1846 午	41	16		3cA C-fd
1847 未	42	17		3cA C-fd
1848 申	43	18		3cA C-fd
1849 酉	44	19		3cA C-fd
1850 戌	45	20		3cA C-fd
*1851 亥	46	21		3cA C-fd
1852 子	47	Wife	St. Son	新兵衛 22
1853 丑	48	とめ	吉松	23
1854 寅	49	m34	9	24
1855 卯	50	35	10	25
1856 辰	51	36	11	26
1857 巳	52	37	12	27
1858 午	53	38	13	28
1859 未	54	39	14	29
1860 申	55	40	15	30
1861 酉	56	41	16	31
1862 戌	57	42	17	32
*1863 亥	58	43	18	33
*1864 子	59	44	19	34
1865 丑	60	45	20	Ad.So Wife Gr.So 35
1866 寅	61	d46	21	由藏 みよ 権吉 36
1867 卯	62		22	32 37
1868 辰	d63	23	33 m26	0 38

	Head 由藏	Wife みよ	St. Son 権吉	Brothers in law 吉松 新兵衛	
1869 巳	d34	mo27	mo1	24 39	4c C-d

	Head 弁藏	Wife つち	Son 磯次郎	Brothers in law 吉松 新兵衛	
1870 午	61	64	35	25 40	4c C-d

図1-4 奈良鶴福院町、世帯No. 24

年次	Head	Wife	So.in	Wife	So.in	Gr.Da	Sister	Niece	分類スキー M	分類スキー L	分類スキー K	分類スキー S
	世帯主	妻	養子	妻	養子	孫	実姉	姪				
	佐兵衛	かな	佐	とら	庄吉	飛さ	その	な				
1804 子	47	40	25	20							5b	D
1805 丑	48	41	uk26	21				uk51	18		5e	K
1806 寅	49	42		nc22	m22				52	19	5e	K
1807 卯	50	43		23	23	0		bh53	bh20	(to another ward)	5e	K

年次	Head	Wife	Son	Daughters	Parents	Aunt in law	分類スキー M	分類スキー L	分類スキー K	分類スキー S		
	佐兵衛	とく	藤吉	飛さ	さと	むめ	勤兵衛	かな	妙禪			
1808 辰	nc24	24		1			nc51	44			5a	G
1809 巳	25	25		2			52	45	jo55		5e	G
1810 午	26	26	0	3			53	46	56		5e	G
1811 未	27	27	1	4			54	47	57		5e	G
1812 申	28	28	2	5			55	48	58		5e	G
1813 酉	29	29	3	6	0		56	49	59		5e	G
1814 戌	30	30	4	7	1		57	50	60		5e	G
1815 亥	31	31	5	8	2	0	58	51	mo61		5e	G
1816 子	32	32	6	9	3	1	59	52			5a	G
1817 丑	33	33	7	10	4	2	60	53			5a	G
1818 寅	34	34	8	11	5	3	61	54			5a	G
1819 卯	35	35	9	12	6	4	62	55			5a	G
1820 辰	36	36	10	13	7	5	63	56			5a	G
1821 巳	37	37	11	14	8	ad6	64	57			5a	G
1822 午	38	nc38	12	15	9		65	58			5a	G
1823 未	39	39	13	16	10		66	59			5a	G
1824 申	d40	40	14	17	11		67	60			5a	G

年次	Head	Sisters	Mother	Gr. Parents	Hand	分類スキー M	分類スキー L	分類スキー K	分類スキー S				
	佐兵衛	飛さ	さと	とき	勤兵衛	かな							
1825 酉	nc15	18	12	41	68	61				5a	H		
1826 戌	16	m19	13	42	69	62				5a	H		
1827 亥	17		14	43	70	63				5a	H		
1828 子	18		15	44	71	64				5a	H		
1829 丑	19		16	45	72	65				5a	H		
1830 寅	20		m17	46	73	66				5a	H		
1831 卯	21			47	74	67				5a	H		
1832 辰	22			48	75	68				5a	H		
1833 巳	23		むめ	49	76	69				5a	H		
1834 午	24	Wife	dv19	50	77	70				5a	H		
1835 未	25	えい			78	71				5a	H		
1836 申	26	m22	Wife	20	51					20	51	78	71
1837 酉	27	dv23	つる	21	52					21	52	79	72
1838 戌	28	m21	藤吉	22	53					22	53	80	73
1839 亥	29		八重	23	54					23	54	d81	74
1840 子	30		つね	24	55					24	55	75	
1841 丑	31			25	56					25	56	76	
1842 寅	32			26	57					26	57	77	
1843 卯	33			27	58					27	58	78	
1844 辰	34			28	59					28	59	79	
1845 巳	35			29	60					29	60	d80	
1846 午	36			30	61					30	61		
1847 未	37			31	62					31	62		
1848 申	38			32	63					32	63		
1849 酉	39			33	64					33	64		
1850 戌	40			34	65					34	65		
1851 亥	41			35	66					35	66		
1852 子	42			36	67					36	67		
1853 丑	43			37	68					37	68		
1854 寅	44			38	69					38	69		
1855 卯	45			39	70					39	70		
1856 辰	46			40	71					40	71		
1857 巳	47			41	72					41	72		
1858 午	48			42	73					42	73		
1859 未	49			43	74					43	74		
1860 申	50			44	75					44	75		
1861 酉	d51			45	76					45	76		

年次	Head	Wife	Daughter	Sisters	分類スキー M	分類スキー L	分類スキー K	分類スキー S		
	佐兵衛	かめ	奈良菊	つね	くに					
1862 戌	nc14			20	17				2a	J
1863 亥	15			21	18				2a	J
1864 子	16			22	19				2a	J
1865 丑	17			23	20				2a	J
1866 寅	18			24	21				2a	J
1867 卯	19			25	22				2a	J
1868 辰	20			26	23				2a	J
1869 巳	21	m19	0	27	24				4c	C-d
1870 午	22	20	1	28	uk25				4c	C-d
1871 未	23	21	2	29					4c	C-d

町内における家屋敷所有面積(1835年6月現在)

屋敷1 (86.1坪=284.1m²)
 明家2 (134.6坪=444.2m²)
 明地1 (畑地; 42.5坪=140.2m²)

家業 (1842年6月現在)
 植木・花商売

図1-5 奈良鶴福院町、世帯No. 19

年次	世帯主 庄吉	Sons		Daugh 実娘	Ad. Daughter 養娘	Sisters			分類スキーム H&L K&S				
		実子	実子			いと	実姉	実妹					
1804 子	29	0							3cl C-fd				
1805 丑	30	1							3cl C-fd				
1806 寅	31	2	0						3cl C-fd				
1807 卯	32	3	1						3cl C-fd				
1808 辰	33	4	2						3cl C-fd				
1809 巳	34	5	3						3cl C-fd				
1810 午	35	6	0	4	ad6				3clA C-fd				
1811 未	36	Wife	Sons	Daugh	7	1	5	7	illeg. jo40 uk25	4clA C-fd			
1812 申	37	妻	実子	実子	実娘	8	2	6	8	0	41	26	4clA C-fd
1813 酉	38	春ま	次郎吉	吉之助	ふ田	9	3	7	9	ad1	m42	m27	4clA C-fd
1814 戌	39	m20				10	4	8	10				3blA C-d
1815 亥	40	21				11	5	9	11				3blA C-d
1816 子	41	22				12	6	10	12				3blA C-d
1817 丑	42	23	d0			13	7	11	13				3blA C-d
1818 寅	43	24		0		14	8	12	14				3blA C-d
1819 卯	44	25		1		15	9	13	15				3blA C-d
1820 辰	45	26		2		16	ad10	14	16				3blA C-d
1821 巳	46	27		3		17		15	17				3blA C-d
1822 午	47	28		0	4	d18		16	18				3blA C-d
1823 未	48	29		1	5			17	19				3blA C-d
1824 申	49	30		2	6			18	20				3blA C-d
1825 酉	d50	31		3	7			19	21			uk39	4clA C-d

年次	世帯主 次兵衛	Ad.Sist 養姉	Sis.in.J 義姉	Sister 実姉	MoTh 母	Aunt 実伯母	Gra. Mother 実祖母	分類スキーム
1826 戌	m4	22	20	ad8	d32	39		4c C-mu
1827 亥	5	23	21			40		2b J
1828 子	6	24	jo22			41		2b J
1829 丑	7	25				42		2b J
1830 寅	8	26				43		2b J
1831 卯	9	27				44	d81	2b J
1832 辰	10	28				45		2b J
1833 巳	11	29				46		2b J
1834 午	12	30				47		2b J
1835 未	13	31				48		2b J
1836 申	14	32		Nephew		49		2b J
1837 酉	15	33		市松		d50		2b J
1838 戌	16	34		のぶ	Niece			2a J
1839 亥	17	35		実子	さく			2a J
1840 子	18	36	uk34	0	のぶ			4cl K
1841 丑	19	37	35	1	illeg. Niece			4cl K
1842 寅	20	uk38	36	2	0	うの		4cl K
1843 卯	21	m37	3	1	のぶ			4cl K
1844 辰	22				実子			1b A
1845 巳	23		dv39	5	3	dv15		4cl K
1846 午	24		40	6	4	16		4cl K
1847 未	25		41	7	5	17		4cl K
1848 申	26		42	8	6	18		4cl K
1849 酉	27		43	9	7	19		4cl K
1850 戌	28		44	10	8	20		4cl K
1851 亥	29		45	11	9	21		4cl K
1852 子	30		46	12	10	22		4cl K
1853 丑	31		47	13	11	23		4cl K
1854 寅	32		d48	14	12	24		4cl K
1855 卯	33		15	13	25			4cl K
1856 辰	34		16	14	26			4cl K
1857 巳	35		17	15	27			4cl K

年次	世帯主	BroTh	Sister	Uncle	分類スキーム
1858 午	28	市松	さく	次兵衛	2b J
1859 未	d29	19	17	37	2b J

年次	世帯主	Wife	Brother in law	Uncle in law	分類スキーム
1860 申	dv35	m18	20	38	4d B

年次	世帯主	Son in law	Brother	Uncle	分類スキーム
1861 酉	19	辰之助	市松	次兵衛	2b J
1862 戌	20	実子	22	40	2b J
1863 亥	21	34	22	41	4d B
1864 子	22	m35	24	42	4d C-d

年次	世帯主	Wife	Sons	Brother in law	Uncle in law	分類スキーム
1865 丑	36	23	d1	0	25	4d C-d
1866 寅	37	24	1		ad26	4d C-d
1867 卯	38	25	2			4a C-d
1868 辰	39	26	3			4a C-d
1869 巳	40	27	4			4a C-d
1870 午	41	28	5			4a C-d
1871 未	42	29	6			4a C-d

町内における家屋敷所有面積(1835年6月現在)
 屋敷I (27.9坪=92.1m²)
 貸屋I (22.5坪=74.3m²)
 家業 (1842年6月現在)
 多業粉(タバコ)商売

図1-7 奈良鶴福院町、世帯No. 85、87、89

世帯 No. 85

年次	Head 世帯主	Wife 妻	Sons 実子	Brother 兄弟	分類スキーム H&L K&S
1835 未	mo22	mo20		mo15	4c B
1836 申	23	21		16	4c B
1837 酉	24	22		17	4c B
1838 戌	25	23		18	4c B
1839 亥	26	24	0	19	4c C-d
1840 子	27	25	1	ad20	4c C-d
1841 丑	28	26	2		3b C-d
1842 寅	29	27	3		3b C-d
1843 卯	30	28	4 0		3b C-d
1844 辰	31	29	5 uk1		3b C-d
1845 巳	mo32	mo30	mo6		3b C-d

家屋敷所持せず
(借家人；7坪、1835年6月現在)
家業(1842年6月現在)
医業

世帯 No. 87

年次	Head 庄兵衛	Wife ちか	Daughter きく	分類スキーム
1838 戌	mo62	mo44	dv32	3b C-d
1839 亥	63	uk45	m33	3b C-d
1840 子	64	ちよ		1a A
1841 丑	65	m45	dv35	3b C-d
1842 寅	66	46	36	3b C-d
1843 卯	67	47	37	3b C-d
1844 辰	68	48	38	3b C-d
1845 巳	69	49	m39	3b C-d
1846 午	70	50		3a B
1847 未	d71	mo51		3a B

家屋敷所持せず
(借家人；13.4坪=44.2㎡、1835年6月現在)
家業(1842年6月現在)
按摩渡世

世帯 No. 89

年次	Head この	分類スキーム H&L K&S
1841 丑	mo25	1b A
1842 寅	26	1b A
1843 卯	uk27	1b A

家屋敷所持せず
(借家人；19.7坪=65.0㎡、1835年6月現在)
家業(1842年6月現在)
傘足つなぎ職

図1-6 奈良鶴福院町、世帯No. 71

年次	Head 基助	Wife 志な	Sons 実子	Daughter 実娘	分類スキーム H&L K&S
1828 子	mo49	mo37	mo2	mo5	3b C-d
1829 丑	50	38	3	0 6	3b C-d
1830 寅	51	39	4	1 7	3b C-d
1831 卯	52	40	5	2 8	3b C-d
1832 辰	53	41	6	d3 9	3b C-d
1833 巳	54	42	7	10	3b C-d
1834 午	55	43	8	11	3b C-d
1835 未	56	44	9	12	3b C-d
1836 申	d57	45	10	13	3b C-d

年次	Head 志な	Son 奈良吉	Daughter 奈らい	分類スキーム
1837 酉	46	11	14	3d C-md
1838 戌	47	12	15	3d C-md
1839 亥	48	13	16	3d C-md
1840 子	49	14	17	3d C-me
1841 丑	50	15	18	3d C-md
1842 寅	51	Husbai St. Daug.	16 19	3d C-md
1843 卯	52	市兵衛	志か 17 20	3d C-md
1844 辰	53	m53	ad17 18 21	3b C-d
1845 巳	54	54	18 19 22	3b C-d
1846 午	55	dv55	19 20 23	3b C-d
1847 未	56		21 m24	3d C-md
1848 申	57	m57	ad21 22	3b C-d

年次	Head 基助	Parents 志な	Sisters in law 市兵衛 志か ま津	分類スキーム
1849 酉	nc23	58	58 22	3b C-u
1850 戌	24	59	59 d23	3b C-u
1851 亥	25	60	60 dv26	3b C-u
1852 子	26	61	61 27	3b C-u
1853 丑	27	62	62 28	3b C-u
1854 寅	28	d63	63 29	3b C-u
1855 卯	29		64 30	3c C-fu
1856 辰	30		65 m31	3c C-fu
1857 巳	31		66	3c C-fu
1858 午	32		67	3c C-fu
1859 未	33		68	3c C-fu
1860 申	34		69	3c C-fu
1861 酉	35		d70	3c C-fu
1862 戌	36			1b A
1863 亥	37			1b A
1864 子	38			1b A
1865 丑	39			1b A
1866 寅	uk40			1b A

町内における家屋敷所有面積(1835年6月現在)
屋敷1(32.6坪=107.6㎡)
家業(1842年6月現在)
茶湯渡世

明「未相続…一」があった。一方、両サイクルが終了する際の組合わせは、戸主の死亡⇒譲渡(五)が主であった(その他、隠居⇒譲渡↓夫死亡「二」、隠居⇒譲渡↓不明「史料最終年まで夫婦が生存…一」があった)。

一―二 都市の家族と世帯

たとえ経営の基盤が相当安定していたとしても、農民世帯に一般的にみられるように、一つの地区(町内)に長く在住する世帯の数は都市では極めて限られていた。大多数の世帯は数カ月ないし一―二年間在住しただけで次々に移動したので、SACの記帳者は転入者と転出者の属性に関する詳しいメモを書き残した。一九世紀の奈良町内の社会構造は、以下に例示するように、ごく少数の有力商家と圧倒的多数の一般商人・職人・雑業者によって構成されていた。こうした社会構造は、一八―一九世紀の京都、大阪、江戸など大都市においても一般的であったに違いない。

図1―4は町内で最も裕福であったと想定される職人兼商人で、造園業を営み花・植木も販売していた世帯の追跡図である。この世帯はSACの全期間(六八年間)にわたって存続したが、農村上層の世帯構成と比較すると、そこには顕著な差があることが分かる。その差とは、傍系親族の頻繁かつ短期間の同居(出入り)であり、また資産のある上層世帯にしては不似合いな、夫婦(couple)が欠損する局面(図1―5をも見よ)が存在したということである。

一方、短い年月を同居しては去っていく傍系親族の世帯構成をみると、それは母子、単身の伯母、夫婦と子供、姉妹たちなどで構成されているが、こうした小規模世帯の集合体こそが市内を頻繁に移動している主要部分なのである。

図1―5はタバコを製造・販売していた上層商人の世帯を追跡している。この家の世帯構成にみられる不安定性は前者よりさらに顕著である。夫婦一組がいる年数は全期間の三分の一以下(二〇年間)しかない。

一八五七―六四年までの八年間、中継相続人として女世帯主をたてながらも、死亡と離婚とが原因で、家族と世帯とを安定的サイクルに乗せることに苦勞している。

中層以下の階層の追跡事例は、図1―6と図1―7に示されている。図1―6の世帯は借家住まいをしており、職業は茶湯の師匠である。三九年間の在住期間のうち、三分の一(一―二年間)は女性が戸主となっている。彼女が単なる中継相続人でなかったことは、同一人物との再婚を繰り返しながらも、戸主権を留保しつづけた事実によって明らかである。しかし、この世帯も頻繁な死亡によって単身世帯となり、戸主は町内を去っている。図1―7に示した三つの世帯はどれも、狭隘な借家に居住し雑多な仕事についている。それでも、No.85、No.87のように町在住年数が一〇年以上もある世帯は、比較的安定した収入を得ていたにちがいない。このような短期在住世帯・家族のライフサイクルの開始パターンと終了パターンとを追跡することは、移動先の

SACがないので現在のところ困難である。しかし、こうした世帯の移動の一齣が、たとえば図1-4の一時同居の傍系親族世帯に現れていることは、先に指摘したとおりである。

以上六つの都市世帯のなかで、農村の事例とほぼ同様な世帯サイクルと家族サイクルの開始及び終了組合わせが見られるのは、No.24世帯だけである（相続↓結婚「二ケース」と結婚↓相続「二」、戸主死亡↓譲渡「二」と隠居↓譲渡↓夫死亡「二」。一方、No.19世帯の一八五八〜六四年まで、あるいはNo.71世帯の一八三七〜四八年までを見れば明らかのように、女性が中継相続人として短期間また頻繁に戸主となる場合は、先に記した九個の組合わせパターンには到底取まりきらない。われわれはこうした短い局面を家族ないし世帯の一サイクルと見なすことは到底出来ないが、しかし、ここにこそ都市家族世帯の一つの特徴が現れていることも事実なのである。

この節を終えるにあたり、世帯と家族の

一サイクルとその所要年数に言及しておく。なお、ここでは上に記したような短い局面は除外することにする。世帯の一サイクルが分かる事例は六ケースあった。その内訳は、相続↓（結婚）↓死亡↓譲渡（二ケース。三七年間・都市、三一年間・農村）、相続↓（未婚）↓隠居↓譲渡（一。三二年間・都市）、（結婚↓）相続↓隠居↓譲渡（一。三九年間・農村）、（結婚↓）相続↓死亡↓譲渡（一。一七年間・都市）そして分家↓（結婚）↓隠居↓譲渡（一。四一年間・農村）である。一世帯サイクルは（一）家族サイクルと比較して、概して非常に長いものであり、人々は家族に拠ってというよりも世帯に拠って生きたということを確認できよう。

これに対して、核家族の一サイクルを追跡できるケースは、農村ではわずか一ケース（一三年間・ただし妻は再婚）、都市でも三ケース（一九年間・ただし夫又は妻に再婚の経験あるもの「二」、一二年間・婚前に夫に内縁の妻有るもの「二」）しか

なかった。農村のケースが少ないのは、農民のほうが長命であり、核家族の一サイクルが宗門改帳のカヴァー期間内で完結していないケースが多かったことによると考えられる。都市においては、たとえ上層であっても、配偶者との離婚やその死亡によって、彼らの家族サイクルは世帯サイクルほどには永続しなかったと言えそうである。

二 家族分類スキームと宗門改帳

この節では、世帯構造の分類と通文化的・通時代的な比較のために考案された三つの分類スキームをとりあげ、SACへの適用という観点からみたそれぞれの長所と欠陥とを検討する。一つは核家族的伝統を濃厚に帯びたイングランドで開発されたスキーム、二つは近年まで直系家族の伝統が保持されていた日本で考案されたスキーム、そして最後は、旧中国の複合家族制度下の複雑な世帯をも完全に分類できるように開発されたスキームである。

表1 ハンメル=ラスレットの世帯分類表

Category	Class
1 Solitaries	(a) Widowed (b) Single, or of unknown marital status
2 No family	(a) Coresident siblings (b) Coresident relatives of other kinds (c) Persons not evidently related
3 Simple family households	(a) Married couples alone (b) Married couples with child(ren) (c) Widowers with child(ren) (d) Widows with child(ren)
4 Extended family households	(a) Extended upwards (b) Extended downwards (c) Extended laterally (d) Combinations of 4a-4c
5 Multiple family households	(a) Secondary unit(s) UP (b) Secondary unit(s) DOWN (c) Units all on one level (d) Frèresches (e) Other multiple families
6 Indeterminate	
'Stem families'	$\begin{cases} 5b \\ 5b+5a \\ 5b+5a+4a \end{cases}$
Frèresches, alternative definitions	$\begin{cases} 5d \\ 5d+5c \\ 5d+5c+4c \\ 5d+5c+4c+2a \end{cases}$

出典: Laslett (1972), P. 31, Table 1.1 *Structure of households: categories and classes* を転載。

図2-1 小山=スミスの世帯分類図

Koyama	Smith
1 ▲/●	A Single person ▲/●
2 ▲○	B Married couple ▲○
3 ▲○ ▲	C Two-generation conjugal ▲○ ▲
4 ▲○ ▲○	D Two-generation stem Senior head ▲○ ▲○
5 ▲○ ▲○	E Two-generation stem Junior head ▲○ ▲○
	F Three-generation stem Senior head ▲○ ▲○ ▲
6 ▲○ ▲○ ▲	G Three-generation stem Middle head ▲○ ▲○ ▲
	H Three-generation stem Junior head ▲○ ▲○ ▲○ ▲
	I Four-generation stem ▲○ ▲○ ▲○ ▲○ ▲

出典: Smith (1978), P. 222, Figure 1. Categories of Koyama and Smith Compared を転載。

二一ー ハンメル=ラスレットの 'categories and classes'

彼らが開発したスキーム(以下、単に H&L と標記する)は、核家族(いわゆる CFU)を基礎に置いて組み立てられてい (Laslett, 1972; Hammel and Laslett, 1974)。H&L の長所は、核家族制を理想

とする地域・時代だけではなく、広く直系家族制や複合家族制を理想とした地域・時代の資料にも、ある程度まで適用できる点にある(表1)。また、図1-1-1~図1-1-7の右列に記したように、このスキームは極めて複雑な構成を見せる都市上層世帯 (No. 24、No. 19 世帯)にも適用可能である。

如何に複雑な構成をとる家族世帯も、最小単位であるCFU同士の結合またはその拡大形態として分類できるから、適用範囲が広いのである。しかし、このスキームをSACに適用するにあたって、筆者はいくつかの困難に直面した。それを列挙すれば次の通りである。

カテゴリー1a…単身居住者の結婚歴が不明であるために、彼女または彼を寡婦 (widow) ないし寡夫 (widower) であると判定できないケースが相当多い。長い期間をカヴァーしているSACであっても、結婚記載が無かったり途中で帳面が欠けている場合、また短期間しか保存されていないSACの場合にはなおさら、こうした困難は一層強まる。カテゴリー3cと3d…全体的に言つて、H&Lは戸主権の所在を明記することを意図的に避けているが、分類をより正確にするためには、例えば下位区分 (sub-classes) を設けて、その所在をはっきりと組み込むことが必要である。特に3cと3dを再分類することはどうしても必要であろう (例えば、3cを3c-dと3c-uとに、また3dを3d-dと3d-uとに区分する)。なぜなら、直系家族制度下の日本の農村ではもちろんのこと、核家族世帯が一般的であった都市においてすら、とりわけ男子をもつ母子世帯 (3d) の場合には、母親は幼い男子でさえ名目的な (あるいは、正統な

家の継承者がいるという象徴的な意味を込めた) 戸主にすることが多かったからである。カテゴリー5e…この論文では経済発展の進んだ地域の農村、そして都市のSACを扱っているので問題はなかったが、江戸時代の初期〜中期のSACあるいは後進地域のSACには、無視できない数の多様な構成をもつ複合家族世帯が存在するが、われわれはその多くを強いて5eに分類しなければならぬのである (鬼頭、一九八一、木下、一九九〇)。5eの再分類が必要である。全体として、SACにはかなり頻繁な養子・養女の出入りがあり、また再婚そしてそれに伴う連れ子が存在した。彼らの加入は世帯・家族の構成を変容させただけでなく、個々の成員の役割 (role) 構造、勢力 (power) 構造そして情緒 (emotion) 構造に少なからぬ影響を与えたにちがいない。たとえば図1-6に示したNo.71世帯において、一八四四〜四六年、同四八〜五四年の世帯類型はカテゴリー3bに分類せざるをえないが、別の見方も当然可能である。この

世帯の場合、二つの世帯 (3dと3cと) が必要あって結合していると考えることもできない。勿論、このような指標をスキームに完全に組み入れることは相当困難であろうが。

二二 小山リスミスの

'categories'

江戸時代の農民世帯をいくつかの形態に分類してSACデータに適用し、形態と形態との間に周期的な移行経路があることを最初に発見したのは小山 (一九五九) であった。Smith (1978) は小山が使用した形態区分に修正を加えて新カテゴリー (以下、単にK&Sと標記する) をつくり、近畿地方の小都市・西宮と大阪の町内 (wards) に残されているSACに適用した (図2-1のA〜Iを見よ)。K&Sはどの世代が戸主権をもっているのかという点に着目して作成されており、直系制家族・世帯の構成を分類するさいに効力をもっている。カテゴリー数は合計九でシンプルであるが、

表2 Five digit schemeの適用例

	China		Norway		United States	
	Frequency	%	Frequency	%	Frequency	%
00000	91	16.3	21	2.3	17	3.3
000X0	18	3.2	5	0.5	2	0.4
000XX	2	0.4	—	—	—	—
00X00	227	40.6	743	81.4	448	86.5
00X0X	1	0.2	0	—	0	—
00XX0	148	26.5	32	3.5	19	3.7
00XXX	4	0.7	0	—	0	—
0X000	27	4.8	3	0.3	13	2.5
0X0X0	1	0.2	0	—	0	—
0XXX0	30	5.4	106	11.6	19	3.7
0XXX0	4	0.7	3	0.3	0	—
X0X00	6	1.0	0	—	0	—
Total	559	99.9	913	99.9	518	100.0

出典: Lee and Gjerde (1986), P.106, Table9. Household structure by presence of conjugal units: China(1801), Norway(1801, 1865) and United States(1880, 1900) を転載。

われわれは新たにJ・兄弟姉妹のみによって構成されている世帯と、K・分類不能の世帯の二つを加える必要にせまられた。また、小山もスミスともに明記してはいないが、個々のカテゴリーには配偶者のいない傍系親族をふくむことができ、さらに欠損形態をも包含しうるものと考えざるをえ

ない。

ところでK&Sは複合家族世帯の存在を考慮に入れていないため、またH&Lとは逆に、戸主権を持つ人間(世帯主)を中心に置いて世帯を分類しているために、このスキームを適用できない局面がいくつか現れた(図1-4の一八四一〜四四年までの四年間、及び図1-5の一八四〇〜五七年までの一八年間における記号Kを見よ)。

小山が使用したSACは甲州地方(山梨県)の農山村のものであったから、そこには複合家族が含まれていた可能性がある。また、スミスが使用したSACには富裕な商人・職人世帯が記載されていたが、その中には少なくとも二

〜三の複合家族世帯が含まれていたであろう。しかし、彼らがこうした世帯をどのようにに処理したのかについては、残念ながら不明である。また、H&Lと同様に、カテゴリーCについては再分類をする必要が生じた。例えば一五歳未満の子供を戸主とす

る核家族世帯が(頻繁ではないもの)ある程度存在するために、また前節で指摘したように、農村と都市とを問わずCの欠損形態(父子世帯、母子世帯)が頻繁に出現するために、これを六つに再分類する必要に迫られたのである(図1-1の脚注を参照せよ)。

二一三 リー・ジェルデの

'five digit scheme'

戸主権の所在を考慮に入れないことから生じるH&Lスキームの問題点を詳しく指摘し、人々が単婚家族を形成する社会(換言すれば複婚制を採らない社会)ならどこでも、またどの時代にも適用できるスキーム(以下、単にL&Gと標記する)が提案されている(Lee and Gjerde, 1986)。彼らは、戸主権をもつ世代(Generation 3)を中間(centre)に置き、両親(Generation 4)と祖父母(Generation 5)の世代を左の方向に、子供(Generation 2)と孫(Generation 1)の世代を右の方向に配置

図2-2 世帯構成とFive digit

A	Household:	(00100)
		▲ _子 0 △ _父 0
B	Household:	(00100)
		▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 0
C	Household:	(01000)
		▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 △
D	Household:	(01000)
		▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 △
E	Household:	(01000)
		▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 △
F	Household:	(01100)
		▲ _子 0 ▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 △
G	Household:	(00200)
		▲ _子 0 ▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 0

出典:表2と同様、P.104, Figure 5. Household examplesを転載。

図2-3 Five digit schemeの問題点

Household:	Stage3(5a;01100)
	▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 △
Household:	Stage4(5e;01100)
	▲ _子 0 ▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 △
Household:	(01100)
	▲ _子 0 ▲ _子 0 ▲ _子 0 △ _父 △

出典:表2と同様、P.94のFig. 2、P.95のFig. 3、P.104のFig. 5より抜粋して作成。

する。そうした上で、各世代が包含するC F Uの数を数字 (digit) で表示するという簡潔なスキームである(表2の左列をみよ。このうちXにはC F Uの数がはいる)。その狙いは、戸主権をもつ世代を明確にすることにあって、とりわけ多様な構成をとる複合家族世帯をも漏れなく分類できる「普遍的世帯分類法」(「a universal method of household classification」)を提案することにある。戸主権の所在を明確にすることによって、センサスのような横断的データであっても、戸主の年齢を手がかりに、そこから核家族や直系家族のライフサイクルを復元することができるのであ

る。彼らが、家族の制度的理想を相互に異なる三つの社会(中国、ノルウェーそしてアメリカ合衆国)のセンサス型(cross-sectional)データに、自らのスキームを適用して得た結果(とりわけ、Lee and Gierde, 1986, p.106, Table-9 || 表2)を見れば、L & Gの威力がどの側面で最大に発揮されるのかがよく分かる。L & Gの威力は、データが採られた複数の地域(文化圏)の典型的家族形態・構造を明確にしつつ、その深層にある家族制度を浮かび上げさせることができる点にある。しかし、問題がないというわけでは決してなく、例え

ば欠損世帯を分類する際にそれが現れる。すなわち、(すでに彼ら自身も指摘しているように)戸主権を留保し(全ての世代の中心に位置し)ている第三世代の成員(夫と妻と)が完全に欠損していたり(図2-2のE)、妻を欠いている場合(同図のC、D)、子どもおよび彼自身はgeneration 4(父親)に所属するように設計されているのである。前者(同図E)の場合、もはや世帯にいない者を操作的に戸主と仮定して、あるいは現実にはそうした慣習があったとしても、実際に戸主の役割を果たしている者こそが、その世帯にとっては重要だった筈である。また後者の場合、戸主一人だ

けの場合(同図D)なら容認しうるとして、自分の子ども(たち)を二世代も上の generation 4(子どもからみて祖父)に帰属させる(同図C)ことには問題があらう。さらには、質的に異なった構成をもつ複数の家族が、同一のカテゴリリー(digit)に分類されてしまうという、決定的ともいえる欠陥がある(例えば、Lee and Gjerde, 1986, p. 94, Fig. 2 の Stage 3 [5a: 01100], p. 95, Fig. 3 の Stage 4 [5e: 01100], p. 104, Fig. 5 の [01100])とを対照させた、図2-13をみよう)。さらには、一つの世代に二つ以上の核家族が含まれている場合、いずれの核家族に戸主権が存在しているのか、数値(digit)を見ただけでは特定できず実際に不便である(図2-2のGを見よ)。

なるほど、L&Gは数値(digit)の使用による図式化によって抽象度を上げ、あらゆる家族制度下の世帯を巨視的に分類することを可能にしたという貢献をなしており、この点は正しく評価しなくてはならな

い。しかし、抽象度を上げすぎたために、digit から家族形態の具体的イメージを描くことはほとんど困難であるし、場合によっては間違えすら起こしかねないのである。一方、K&Sは当初の目的に規定されて、多様な形態が出現する都市の核家族あるいは農村の複合家族を、漏れなく拾い上げられないという弱点がある。

以上三つのスキームを検討した結果、筆者が得た現在の結論は以下のとおりである。すなわちH&Lに改善を加えて、第一に戸主権の所在を考慮にいれ、第二に傍系親族、養子をどう扱うかを決定し、第三に出現可能な欠損家族世帯を網羅できるようにし、第四に5eを再分類することなどを通じて、このスキームの通文化的・通時代的な資料への適用度を上げることが今のところ得策ではないだろうかということである。なお、どのスキームも複数(poligamy)制社会の家族には適用できないという指摘には注意すべきである。

三 都市下層における家族の周期的律動 —一つの復元—

自らの家族分類スキームを西宮と大阪のSACに適用した際に、Smith (1978)が圧倒的多数を占める短期在住世帯を、分析対象から除外したのは残念である。本節の目的は、これらの家族・世帯にもライフサイクルが観察できるか否かを、H&Lを使って実証することである。その前にDb-Mを構成している個人・世帯のアウトラインを記しておく。総世帯数は一一五(鶴福院町五五世帯、東向北町六〇世帯)、延べ世帯数は三〇三である。このうち奉公人をおく世帯は一三(延べ二三世帯)あった。延べ人数は八九六人(男子四三一人、女子四六五人)で、年齢不詳が二人あった。この二人を除く八九四人のうち、単身者は三〇人(三・四%)のみで意外に少なく、八六四人(九六・六%)は他の世帯員と同居していた。このうち男子奉公人は二九人、女子奉公人は一三人いた(両町の奉公人については注7を見よ)。町在住年数別の世帯

図3-1 年齢階層別の世帯員続柄(男子)

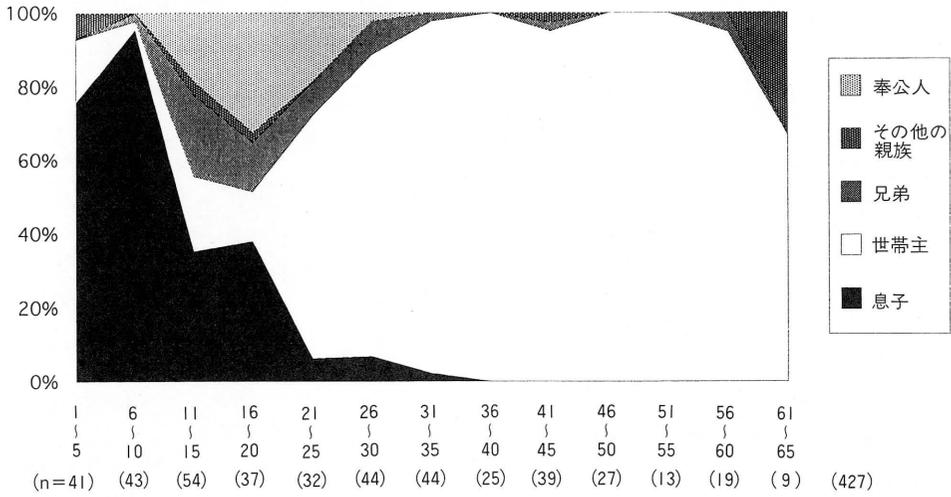


図3-2 年齢階層別の世帯員続柄(女子)

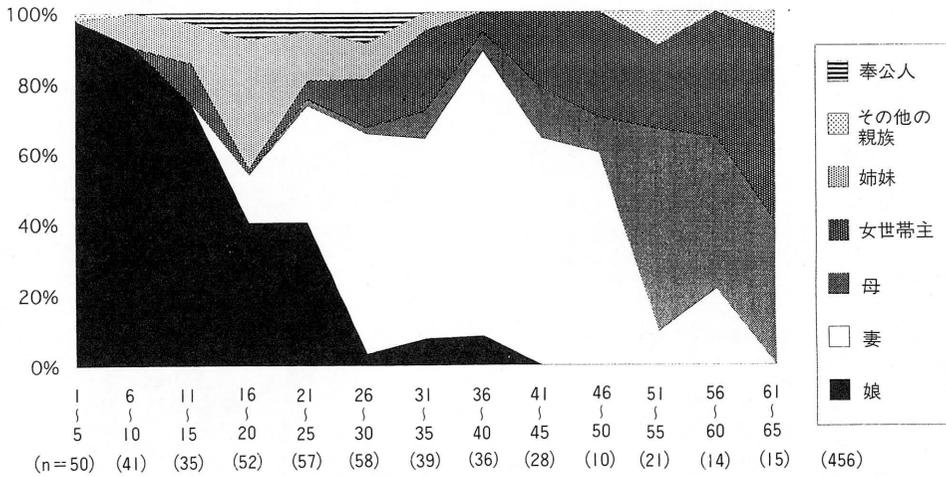


表 3-1 年齢階層別の世帯類型(H&L)

世帯主の 年齢階層 (歳)	世帯類型														合計	
	1a	1b	2a	2b	3a	3b	3c	3d-d	3d-u	4a	4b	4c	5a	5b		5e
1-5	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7
6-10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
11-15	0	1	6	0	0	1	0	0	7(4)	0	0	0	0	0	0	15(4)
16-20	0	1(1)	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6(1)
21-25	0	6(1)	6(1)	0	0	0	0	1(1)	11	0	0	0	0	0	0	24(3)
26-30	1	12(3)	7(2)	0	10	2	0	1(1)	4	4(1)	0	3(1)	0	0	0	44(8)
31-35	0	7	0	0	7	14	5	7(7)	1	3	0	4(2)	3	0	0	51(9)
36-40	1	2(1)	0	0	2	10	7	1(1)	0	3	0	0	1	0	0	27(2)
41-45	0	3(3)	0	0	1	31	4	3(3)	0	1	0	0	0	0	0	43(6)
46-50	0	6(2)	0	0	0	15	4	1(1)	0	2	1	0	0	1	0	30(3)
51-55	0	1(1)	0	0	2	7	2	4(4)	0	1	0	0	1	0	0	18(5)
56-60	0	2	0	0	8	4	4	5(5)	0	0	0	0	0	0	0	23(5)
61-65	0	5(4)	0	1(1)	1	2	1	2(2)	0	0	0	0	0	0	1	13(7)
66-	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)
合計	2	46(16)	20(3)	8(2)	34	86	27	25(25)	26(4)	14(1)	1	7(3)	5	1	1	303(54)

() = 女世帯主(内数)

表 3-2 年齢階層別の世帯類型(K&S)

世帯主の 年齢階層 (歳)	世帯類型											合計	
	A	B	C	C-fd	C-md	C-mu	D	E	F	G	J		K
1-5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6	7
6-10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
11-15	1	0	1	0	0	7	0	0	0	0	6	0	15
16-20	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
21-25	6	0	0	0	1	10	0	1	0	0	6	0	24
26-30	13	12	3	0	1	4	0	1	0	3	7	0	44
31-35	7	9	14	5	9	1	0	3	0	3	0	0	51
36-40	3	2	10	7	1	0	0	3	0	1	0	0	27
41-45	3	1	31	4	3	0	1	0	0	0	0	0	43
46-50	6	0	15	4	1	0	0	0	2	2	0	0	30
51-55	1	2	7	2	4	0	0	2	0	0	0	0	18
56-60	2	8	4	4	5	0	0	0	0	0	0	0	23
61-65	5	1	2	1	2	0	0	0	1	0	0	1	13
66-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	48	38	87	27	27	25	1	10	3	9	20	8	303

分布は、一年未満…三四ケース(二九・六%)、一〜二年…三〇ケース(二六・一%)、三〜三年…一七ケース(一四・八%)、三〜四年…一八ケース(一五・六%)、四〜五年および五〜六年未満…それぞれ八ケース(計一三・八%)であることを見れば、彼らの移動にはいかに激しいものがあつたかが分かる。こうした事実から、Db-Mは縦断的データを一部含むとはいえ、その大部分は横断的なデータで構成されていることが明らかである。

戸主からみた場合の世帯員の地位(Headship)と年齢の関係を男女別に集計し、彼らがたどるライフコースを推定したものが図3-1、図3-2である。男子の場合、世帯内地位の大部分は世帯主本人であるか息子であるかであり、さもなければ兄弟か奉公人であった。これに対して女子の場合、妻あるいは娘であるものが最も多かったが、母、女世帯主本人、姉妹であるものも一定にあり、男子と比べて顕著な違いが見いだされた。人々が加齢(aging)にし

たがって順次世帯内地位を占め、その地位にふさわしい役割 (Role) を遂行していったと仮定すると、彼らがたどったライフコースは、男子の場合は息子→戸主へ、女子の場合は娘→妻、そして妻→母へであったと想定できる。この期間、男子では二〇歳前後に奉公人であるものがある程度いたが、女子の場合は奉公人よりもむしろ姉妹の地位にあるものが多かった。いくつかの世帯は、女子奉公人によって提供される家事労働よりも、むしろ姉妹の家内労働に依存したようである。また、かなりの数の女子が母の地位や女戸主の地位を経験しているという事実は、彼女たちのライフコースが男子と比べて相当変化に富んだものであったろうことを推測させる。なお、これと比較できる奈良農村のデータ作成は後日をまちたいが、例えば奥田(一九九三)は一つの参考事例となる。

次に年齢階層別世帯類型別の世帯数を算出し、そこから家族世帯のライフサイクルを予測してみよう。表3-1、表3-2は

それぞれH&L、K&Sにもとづいて世帯の分布を算出したものである。なお、奉公人はこの二つの表からは除外されている(なお、以下の説明で使用する世帯類型II用語は、H&Lの 'categories and classes' による)。一見して明らかのように、カテゴリ4aを除いて拡大家族世帯 (extended family household) は極めて少数しかなく、多核家族世帯 (multiple family household) はさらに少なかった。都市居住世帯であることを反映して、その過半数(六五%)が単純家族世帯(カテゴリ3a~3b: simple family household)で占められていた。そこで、宗門改帳を使用した先行研究と上記事実とから、次の仮説をたてることができるのではないか。1bからスタートした世帯は3aに至る。3aとなった世帯はつぎに3bとなる。3bは戸主の死亡を経て3dとなる場合と、妻の死亡を経て3cなる場合とがある。実際に前者のケースが後者のケースの二倍あるのは、主として初婚年齢の男女差に原因すると推定でき

るだろう。3dと3cは母親または父親の死亡によって、2aまたは1bに回帰するであろう。周期的変化の要^{かなめ}となつていいる類型は3bである。と。

この仮説を検証するためには、Db-Mのなかで実際に生起した家族の形態変化 (shift) をすべて拾い上げ、上記のような移行経路が顕著に存在するか否かを確認すればよい。表3-3はH&Lによる、また表3-4はK&Sによる家族類型間の移行頻度を示している。全世帯(一一五)の過半数(五六%)が一年未満の在任期間しかなく、また最長在任年数ですらわずか六年未満であったために、H&Lによる形態移行総数は三二件と少数にとどまった。にもかかわらず、形態移行の要となつていいる類型は3bであり、実際の移行はほぼ1bおよび3a~3dの間で相互に生起していることが表3-3から分かる。K&Sによる形態移行総数が二五件しかない表3-4においても、移行の要にはカテゴリCがあり、形態移行はほぼA~Cの間で相互に完結している

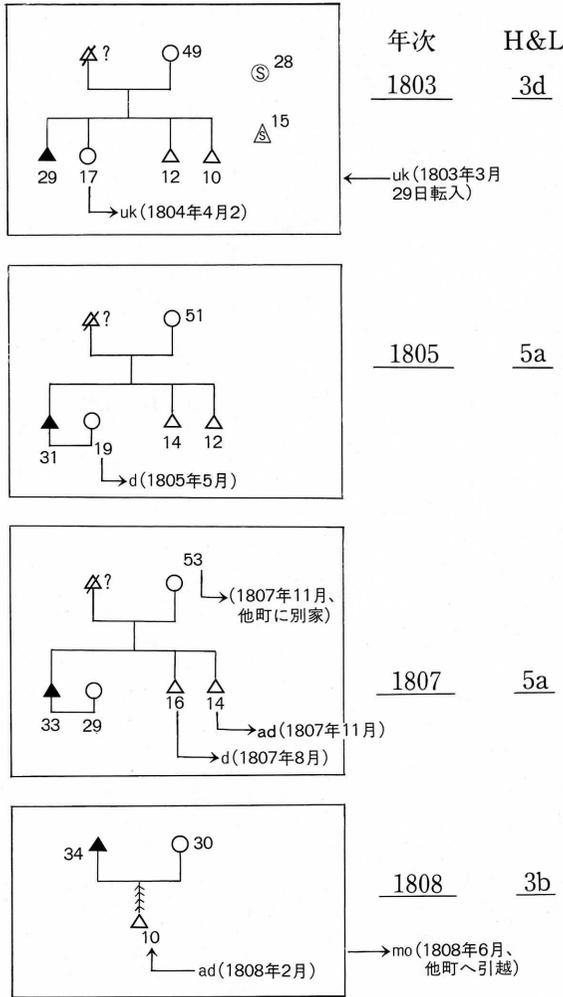
表 3 - 3 世帯類型間の移行(H&L)

移行元	移行先															合計				
	1a	1b	2a	2b	2c	3a	3b	3c	3d	4a	4b	4c	4d	5a	5b		5c	5d	5e	
1a																				0
1b						2	1	2		1										6
2a												2								2
2b																				0
2c																				0
3a	2						4													6
3b						2		2												4
3c		1					2				1									4
3d		2								1				1				1		5
4a							1													1
4b																				0
4c						1	1													2
4d																				0
5a							1			1										2
5b																				0
5c																				0
5d																				0
5e																				0
合計	2	3	0	0	0	5	10	4	0	3	1	2	0	1	0	0	0	1		32

表 3 - 4 世帯類型間の移行(K&S)

移行元	移行先											合計	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K		
A		2	3	1									6
B	2		4										6
C	3	2			2	2							9
D													0
E			1				1						2
F													0
G			1										1
H													0
I													0
J		1											1
K													0
合計	5	5	9	1	2	2	1	0	0	0	0	0	25

図3 世帯構成の変化(都市世帯、1803~08年)



1. 記号 △: 男子、○: 女子、▲: 世帯主、♁: 死去者、▲—○: 夫婦、◄◄◄: 養子女関係、49(数字): 年齢、S: 奉公人、その他は図1-1の脚注をみよ。
2. 上記事例は、東向北町、世帯No.45による。

筆者は第二節で、家族・世帯形態の分類スキームを相互に比較検討し、若干のコメントを試みた。これらで、こうしたスキームをSACに適用して形態移行を検出し、家族形態の循環的移行(周期)を描こうとす

般にも適用できるように、こうしたプログラムに洗練を加えていくなら、われわれはそれを国際比較のための有効な道具(tool)として使用できるであろう。

ことが明らかとなった。もっと多くのサンプルが得られるなら、こうした移行経路はより鮮明なものとなるだろう。短期間在住しては他の町内あるいは都市に移動していく世帯群であっても、その中には核家族的ライフサイクルをたどる世帯が七〇〜八〇%はあったということ(8)を、このデータから予測することができる。

考察

第一節で見たように、家族と世帯、この両者のライフサイクルの開始パターンと終了パターンとは、ごく少数の例外(例えば図1-5、一八六〇年の行に典型的に見られる)を除いて、かなり単純な組合わせに収斂していた。そこで、SACの保存状態

が良好であれば、世帯と家族の各一サイクルをそれぞれ明確に検出したり、所要年数を計算したりすることが可能である。SACデータのワークシート作成プログラムの中に、開始・終了パターンを自動検索したり、一サイクルに含まれる諸変数を分析・計算する機能を組入れる必要がある。さらに、宗門改帳以外の世帯・家族資料一

る試みがなされてきた。例えば、先述の小山、スミス、鬼頭、木下そして筆者が第三節で試みた方法は、いずれもSACから形態移行セット(例えば、1b↓3a)を全て抽出し、家族の論理的な発達経路に合致させるかたちで頻出セットを相互に連結し、それを「周期(cycle)」と呼んできたのである(例えば、3b↓5b↓4a↓3b)。しかし、この方法はSACを横断的データとして活用していることを意味している。また、四つ以上の形態を↓印で繋ぐことは厳密に言えば誤りである。⁹⁾使用できる資料が横断的なものに限られている場合は止むを得ないとしても、SACのような利用価値のある時系列データを活用できる場合には、そのメリットを生かす工夫がなされるべきであろう。すなわち、SACを使用すれば全世界の実際の周期移行を一つ一つ追跡できるから、ここからどのような移行経路の存在するかを具体的に観察するのである。この方法から得られる結果と従来の方法による結果とを比較し、それぞれの長所と短

所とを明確にすることも必要であろう。

第三節において、筆者は短期在住世帯の少なくとも七〇%が核家族のライフサイクルを経験したのではないかと推定した。この節で使用したそれぞれの表には、しかし、拡大家族(extended family)ないし直系家族(stem family)形態をとる世帯が若干含まれていた。こうした世帯を、われわれはどう解釈すべきだろうか。表3-3において、実際に5a形態をとった一つの世帯を例にとつて検討してみよう。図3は、東向北町に五年二ヶ月余り在住し、実際に3d↓5a↓3bという形態移行をたどった世帯の構成図(household diagram)である。この世帯では長男が戸主となっており、また全ての弟妹を世帯外に放出している点に、直系家族的展開への力動を読みとることができる。しかし、この世帯が下男と下女を雇用できる経済力を持たず(彼らは他家の奉公人であった。戸籍上は世帯員だったが、実際に同居していたか否かは不明である)、二つのCFUが縦に結合した期間はわずか

三年間であり、特筆すべきは同居するはずの母親が世帯を出て別家している。こうした世帯行動を考慮に入れると、彼らはむしろ核家族の制度的規範に従っていたと解釈するほうが理に叶っているよう。極めてかぎられた数の上層商人・職人世帯(例えば、図1-4「上層世帯」の一八〇四〇七、一八〇八〇二四、そして三六〇三八年までの世帯構成を参照せよ)を除いて、大部分の都市居住者は直系制家族やその典型としての家(二)の生活を経験する機会も、そのための基盤も持たなかったと考えるべきであろう。このことは、しかし、都市内、都市間あるいは都市―農村間を移動しながら階層を上昇し、やがて直系制家族へと展開させていく個人、世帯がまったく無かったということを含意するものでは勿論ない。

注

(1) 鶴福院町のSACに欠落はなく、帳面は一八〇四―一八七一年までの六八年間

(六八冊) をカヴァーしている。総人口は一〇〇人前後であったが、一九世紀後半に減少しはじめ、一八六二〜三年には五〇人台にまで減った。その後徐々に回復して、一八七〇年には八〇人となった。世帯数は二〇〜二八あった。詳細については、高木(一九八九a、b)を見よ。一八〇四〜一二年までの九年間、奉公人は毎年四〜六人いたが、一三〜三五年までの二三年間は毎年一〜二人、三六〜四四年にはわずか一人を数えるにすぎなくなり、一八四五年以後は皆無となった。

興隆寺村のSACは一八二一〜一八七〇年までの五〇年間をカヴァーしているが、一八三七、五一、六三、六四年(計四冊)の帳面を欠いている。(一歳未満の乳児を除外した)総人口は一八二一年の五〇人から漸次増加して、三〇年に六六人、四〇〜五〇年に七〇人台、六〇年には九〇人でピークを示し、一八七〇年は八五人であった。世帯数は一二にはじまり六五年に一八となり、以後七〇年まで変化しなかった。この時期の村勢は不明だが、明治一四年(一八八一)現在

次のようであった。総面積は二八町歩(水田九・四、畑二・四、宅地〇・五町歩)そして山林が一五・六町歩)あり、本籍戸数一九、人数八七(男子四五、女子四二人)、牛三頭であった。主な生産穀物は米一五〇石、麦一〇石、大豆と小豆がそれぞれ二石と一石で、菜種と芋類の生産量も多かった(奈良市、一九七〇)。

(2) 土地耕作面積を米穀生産量に換算した石高の増減は、一般に当該世帯の農地耕作(あるいは所有)面積の増減、従って農民世帯の経済的浮沈を反映するが、われわれは非常に重要な指標をここでは利用できないのである。なるほど農民(D peasant)は農民であり、彼らは同一の階級(身分)に属している。しかし、現代でもそうであるが、農民世帯の間には明確な経済的格差が存在し、それと世帯・家族の規模、構成(composition)、構造(structure)とは相互規定の関係にあった。

(3) 東向北町のSACは一七九三〜一八七二年までの八〇年間をカヴァーしているが、一八一五、一六、三八、四〇年(計

四冊)の帳面を欠いている。人口は複雑な変化を示し、少ない年で八〇人前後、多い年としては一八一〜三五年のあいだに一二〇人台を示す年が七回ほどあった。人口のピークは二〇年の一三四人であり、七〇年頃には一一〇人程度となった。世帯数は二〇〜三〇のあいだを変動していたが、二〇という数値は一八三九年(天保飢饉の時期)に記録された。詳細は高木(一九八九c)および速水(一九九〇a、b)を見よ。

(4) 以下において、↓印は二つの出来事が(SACの上で)一年以上の間隔をおき、前後関係で結ばれる形をとって生起したことを示している。これに対して、↑印は二つの出来事がそれぞれ一年以内に生起した場合、それらを「同時に」生起したものとみなしたことを示している。その理由は、(出生や死亡月、結婚あるいは離婚月などを除いて)相続月がSACに記載されることは、まず無かったからである。

(5) 同族団の呼称には地方毎にヴァリエーションがある。その中で、例えば株内

(カブウチ)という呼称は、氏族(clan)との関連を示唆していて興味深い。株(カブ)とは木が地面に接する最下部(stump)を指し、その上部に幹(stem)が伸び、幹から枝(Branch)が分かれる。内(ウチ)は「家にはいる」が原義であり、転じて内側あるいは内部の者(inside[r])を意味している。

(6) 世帯No312の結婚登録(一八六九年)にはコメントが必要であろう。子どもの出生と同時に妻がSACに登録されるという事実は、妻の出生力(Fertility)が確認された後でなければ入籍しないという慣習があったことを示唆している(図1-2から図1-5においても散見される、各世帯のかんりの数の事例を見よ)。これは「足入れ」と称する婚姻形態(婚姻の儀礼をあとまわしにして、まず嫁が婿方に住みつく慣習)であった可能性が高い(奈良市、一九六八。保仙一九七二)。地元のインフォーマントによれば、この慣習は一九二〇年代まで見られたという。しかし、妻がいつ婿方に住み始めたのかSACでは分からないの

で、筆者は妻の登録と結婚が同時に起きたものと見なした。結婚年齢、有配偶期間などを計算する際は、こうした慣行の存在も考慮しなくてはならない。

(7) 東向北町の宗門改帳では天保一四年(一八四三)以降(速水、一九九〇a)、鶴福院町の宗門改帳では弘化二年(一八四五)以降、それまで登録されてきた奉公人の記載が全くなくなる。彼らが町内から実際に姿を消したのか否か、それとも実際には奉公人としてそのまま居り、彼らのための宗門改帳が別途作成されてそこに登録されるようになったのかどうかは、今のところ不明である。両町とも奉公人の大部分は男子であったから、もし後者であれば、図3-1に示された男子奉公人の比率は若干高くなる可能性がある。

先述のようにDb-Mは全期間を観察対象として構築されている。しかし、より正確なライフコースを描くには、二種類のデータベース(全期間を対象とするが奉公人を除外したものと、奉公人が登録されている「天保末以前の」時期のみ

限定したものと)を作成する方法もある(速水氏のコメントによる)。しかし、短期在住世帯に奉公人が含まれていた確率自体は低いので、図3-1が大きく修正される可能性は小さい、というのが筆者の考えである。

(8) この推測は、例えば明治期の都市貧民の「家族の性格」について、中川(一九八五)が推定している結論とは一致しない。明治中期の都市下層社会を形成した地区(貧民窟)住民の世帯規模、彼らの住居と家族関係、人口の自然増減率などから、中川は貧民窟においては「家族であること自体が非常に困難であった事情」があったと述べている。この結論は東京市ないし大阪市といった大都市貧民に関する各種の横断的調査データに依拠して導かれたものであり、都市の規模さらには考察時期が異なるので、筆者のデータと矛盾することは十分にありえよう。しかし、明治期の大都市の貧民が家族生活を営んでいたこと自体は否定されていないから(横山、一八九八。中川、一九九四)、そうした世帯が核家族のライフ

サイクルをたどったか否か、そうだとしたらそれは何割程度あったのかといった事実を検証する作業は、依然として留保されている重要な課題なのである。

- (9) 上記の移行例で示せば、それは3b↓5b、5b↓4a、4a↓3bと記述するのが正確なやりかたである。例えば、一一〇年間にわたるSACを使用し、一七五五ケースの形態移行を抽出した木下の業績によると、3b↓5bは形態移行総数の一〇%（一七五五ケース）にすぎなかった（同様に、5b↓4a・五・五%「九七」、4a↓3b：五・六%「九九」）。誰もがすぐに気づくように、この三局面のすべてを順次経過させることができる世帯の確率は、理論的には極めて低い数値となる（例えば、上記事例で計算すると、 $175/1755 * 97/1755 * 99/1755 = 0.0003108$ でわずかに0.031%「internal shifts」[四八ケース]を除いて計算しても0.034%にすぎない）。
- なお、木下（私信）によると三つの形態を順次移行する図3のような事例も少しはみられるという。

参考文献

Cornell, Laurel L. and Hayami, Akira, 1986 「The shumon aratame cho: Japan's population registers」. *Journal of Family History*, Vol. 11, No. 4, pp. 311-28.

Hammel, E.A. and Laslett, P., 1974 「Comparing household structure over time and between cultures」. *Comparative Studies in Society and History*, No. 16, pp. 73-103.

速水 融「一九九〇a」「近世都市の歴史 人口学的観察—奈良東向北町：寛政五年（明治五年）」「三田学会雑誌」八二巻 特別号—二、一五六—七五頁。

速水 融「一九九〇b」「近世奈良東向北町の歴史人口学」「日本研究」第三集、一一—三三頁。

保仙純剛、一九七二『日本の民俗29：奈良』第一法規出版、二〇—一頁。

木下太志、一九九〇「東北地方一農村における世帯の変遷、一七六〇—一八七〇」『民族学研究』五五巻一号別冊、一一—二〇頁。

鬼頭 宏、一九八一「近世農村における家族形態の周期的変化」『上智経済論集』二七巻二、三合併号、七—二二頁。

小山 隆、一九五九「家族形態の周期的変化」(喜多野清・岡田 謙編『家—その構造分析—]) 創文社、六七—八三頁。

Laslett, Peter, 1972 「Introduction」. *Laslett, P. and Wall, Richard (eds.) Household and Family in Past Time*, Cambridge U. P., pp. 1-85.

Lee, James and Gjerde, Jon, 1986 「Comparative household morphology of stem, joint, and nuclear household systems: Norway, China, and the United States」. *Continuity and Change*, Vol. 1, No. 1, pp. 98-111.

中川 清「一九八五『日本の都市下層』勁草書房、二六一—三二頁。

中川 清編「一九九四『明治東京下層生活誌』岩波文庫。

奈良市、一九六八『奈良市史・民俗編』吉川弘文館、三四—五、一二六—三〇頁。

奈良市、一九七〇『奈良市史・地理編』吉

川弘文館、五六二頁。

奈良市、一九八八『奈良市史・通史三』吉

川弘文館、一九〇頁。

奥田伸子、一九九三「世帯主の職業と世帯

構成の関連にかんする一試論—宝永二

(一七〇五)年常陸国笠間町『軒別改帳』

を利用して—』『名古屋市立女子短期大

学研究紀要』第五一集、一六一—八頁。

Smith, Robert J., 1972 'Small families,

small households, and residential insta-

bility: town and city in "pre-modern"

Japan'. Laslett, P. and Wall, Richard

(eds.) *Household and Family in Past*

Time, Cambridge U. P., pp. 429-71.

Smith, Robert, J., 1978 'The domestic

cycle in selected commoner families in

urban Japan: 1757-1858'. *Journal of*

Family History, Vol. 3, No. 3, pp. 219-

35.

高木正明、一九八五「人数改帳の家と持

高『立命館産業社会論集』二〇巻四号、

三一一—三二頁。

高木正明、一九八九a「都市町内の Pop-

ulation Dynamics—一九世紀奈良町

「人数増減帳」にみる—』『立命館産業社

会論集』二五巻一号、一六七—九二頁。

高木正明、一九八九b「都市家族の構成

と変動—一九世紀の奈良町内—』『立命

館産業社会論集』二五巻二号、一二七—

七三頁。

高木正明、一九八九c「奈良町内の人口

と社会構造」(岩崎信彦他編『町内会の

研究』御茶の水書房、一七一—四六頁。

Takagi, Masao, 1991 'Crisis mortality

and its effect on fertility in northern

Japan, 1830-45'. Paper presented for

Hito-subashi conference on: Demo-

graphic change in economic develop-

ment, Des C.: 2-3, 1991.

横山源之助、一八九八—一九四九『日本の

下層社会』岩波文庫版。

謝 辞

本稿の作成にあたっては、多くの先学・
同学の方々より貴重なコメントをいただい
た。谷口浩司氏を代表とする仏教大学総合

研究所のプロジェクト・「成熟都市の条件」
研究班、および速水融氏を代表とする国際
日本文化研究センター共同研究・「近代化
過程における人口と家族」研究会で報告す
る機会を与えられたことは、筆者にとって
幸いであった。右の方々をふくめ、ドラフ
トの段階で目を通していただいた斎藤修、
落合恵美子氏、適切なコメントをいただい
た速水融、Richard Wall氏、そして史料
についてお世話になってきた奈良市史編集
室、奈良県立図書館郷土資料室の担当諸氏
に謝意を表します。(所属：立命館大学)